

## 山口県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱第4条第1項に定める構成団体（以下「構成団体」という。）の相互協力の下、大規模災害の発生時等に、避難所等において要配慮者に対し適切な福祉支援を行い、二次被害の防止を図る山口県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性が認められる規模の災害
- 二 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者
- 三 避難所等 避難所、福祉避難所、被災施設、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設
- 四 チーム員 チームを構成する者
- 五 福祉施設関係団体 山口県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱別表に掲げる福祉施設関係団体
- 六 福祉関係職能団体等 山口県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱別表に掲げる福祉関係職能団体等

### (派遣協定)

第3条 山口県（以下「県」という。）及び山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を構成する団体のうち、福祉施設関係団体及び福祉関係職能団体等と、山口県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書（様式第1号及び第2号）を締結するものとする。

### (チーム員の登録等)

第4条 前条の派遣協定を締結した福祉施設関係団体及び福祉関係職能団体等は、自らの団体に加入する施設、事業所、法人等（以下「施設等」という。）

- 又は個人に対して、チームへの協力を要請するものとする。
- 2 チームへの協力が可能な施設等を所管する法人(以下「協力法人」という。)は、自らの法人に所属する職員のうち、別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、チームへの協力が可能な者について、山口県災害派遣福祉チーム員届出書(様式第3号)を県社協に提出するものとする。
  - 3 福祉関係職能団体等は、自らの団体に加入する会員等のうち、チームへの協力が可能な者について、山口県災害派遣福祉チーム員届出書(様式第4号)を県社協に提出するものとする。
  - 4 県社協は、前2項により届出があった者について、山口県災害派遣福祉チーム員登録者名簿(様式第5号)を作成するとともに、山口県災害派遣福祉チーム員登録証(様式第6号)を各チーム員に交付するものとする。
  - 5 協力法人及び福祉関係職能団体等は、前項により登録されたチーム員について登録内容に変更が生じたときは、速やかに山口県災害派遣福祉チーム員変更届出書(様式第7号)を県社協に提出するものとする。
  - 6 県社協は、前項の変更届出書が提出されたときは、第4項の登録者名簿を修正するものとする。

(山口県災害福祉支援ネットワーク本部)

第5条 協議会は、大規模災害発生時に、必要に応じ、山口県災害福祉支援ネットワーク本部(以下「本部」という。)を設置する。

- 2 本部は、次に掲げる業務を行う。
  - 一 被災情報等の収集
  - 二 チームの派遣要否の検討
  - 三 チームの活動支援
  - 四 その他、チームの派遣に関し必要な調整等

(チームの編成等)

第6条 チームは、第4条第4項の名簿に登録された者で構成し、1チーム原則5名程度で編成する。

- 2 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。
- 3 1チーム当たりの派遣期間は、原則として5日間とし、順次交代チームを派遣する。
- 4 チームの活動期間は、原則として派遣開始から1か月以内とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(活動内容)

第7条 チームの活動は、次の内容を基本とする。

- 一 避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング
    - ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズ及び中長期的な福祉支援の必要性を把握すること。
    - イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐこと。
    - ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携を図ること。
  - 二 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
    - ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行うこと。
    - イ 避難所等において介護の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行うこと。
  - 三 その他
    - ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整すること。
    - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つこと。
- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チームの活動に当たっては、山口県災害対策本部や被災市町災害対策本部、医療救護班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(派遣基準)

第8条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- 二 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県に対して派遣要請があったとき。

なお、派遣要請は、原則として山口県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第8号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- 三 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣要請があったとき。
- 四 その他特にチームの派遣が必要であると県が認めるとき。

(派遣)

第9条 県は、前条の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めるときは、協議会に対して派遣依頼を行う。

なお、派遣依頼は山口県災害派遣福祉チーム派遣依頼書(様式第9号)により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。

2 前項の派遣依頼を受けた県社協は、派遣元となる協力法人又は福祉関係職能団体等に対してチーム員の派遣依頼を行う。

なお、派遣依頼は山口県災害派遣福祉チーム員派遣依頼書(様式第10号)により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。

3 前項の派遣依頼を受けた協力法人又は福祉関係職能団体等の長は、速やかにチーム員の派遣の可否を判断し、その結果を県社協に報告する。

4 県社協は、前項の報告に基づき、派遣計画を作成し、県に報告する。

5 県は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、県社協を通じてチーム員を派遣する協力法人又は福祉関係職能団体等に通知する。

6 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、山口県災害派遣福祉チーム活動記録報告書(様式第11号)により、本部に報告するものとする。

7 第2項から前項までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。

8 県は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動の状況等を勘案し、被災市町及び避難所等の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定する。

(費用負担)

第10条 県は、チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による災害救助費の支弁対象となる費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別途協議の上決定する。

3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする損害保険に加入し、その保険料を負担する。

(研修及び訓練)

第11条 協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

2 協議会は、県又は市町が防災訓練を実施する場合、チーム員の参画を求める

ことができる。

(周知・啓発)

第12条 協議会は、災害時にチームが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する市町・地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	名 称
資 格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、看護師、保育士 等
職 種	介護職員、生活支援員、生活相談員、ケアマネージャー、訪問介護員、地域包括支援センター職員、児童指導員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員 等
その他	協議会の会長が必要と認めたもの